統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 6 月

総務省政策統括官 (統計基準担当)

目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)
	基幹統計調査の承認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	一般統計調査の承認
	届出統計調査の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	基幹統計調査の承認
	医療施設調査(平成23年承認・2回目)(厚生労働省)
	患者調査(平成23年承認・2回目)(厚生労働省) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	一般統計調査の承認
	メッシュ標本調査の試行調査(平成23年承認)(農林水産省)1
	青少年のインターネット利用環境実態調査(平成23年承認)(内閣府)1
	環境経済観測調査(平成23年承認)(環境省)
	就労条件総合調査(平成23年承認)(厚生労働省)
	21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)(平成23年承認)(厚生
	労働省)16
	民間非営利団体実態調査(平成23年承認)(内閣府)18
	医療給付実態調査(平成23年承認)(厚生労働省)
	労働安全衛生特別調査(平成23年承認)(厚生労働省)20
	受療行動調査(平成23年承認)(厚生労働省)22
	外資系企業動向調査(平成23年承認)(経済産業省)23
4	届出統計調査の受理
(
	静岡市障がい福祉に関するアンケート調査(平成23年届出)(静岡市) ・・・・・・・24
	環境関連技術・製品に関するアンケート~省エネ・新エネ関連~(平成23年届出)
	(栃木県)2
	川崎市宮前区公営住宅に関わる高齢者等実態調査(平成23年届出)(川崎市) ・・26
	奈良県宿泊統計調査(平成23年届出)(奈良県)2
	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査(流通産業編)(平成23年届出)
	東京都)28
	地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査(平成23年届出
)(東京消防庁)29

	ワーク・ライフ・バランス推進状況調査(平成23年届出)(茨城県)30
	平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)(埼玉県)31
	医療機器、介護・福祉機器分野の実態調査(平成23年届出)(大阪府)32
	医療機器、介護・福祉機器分野への参入意向に関する調査(平成23年届出)(大阪
	府)33
	NPO等実態調査(平成23年届出)(埼玉県)34
	平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)(沖縄県)35
	県民健康・栄養調査(平成23年届出)(佐賀県)36
	県民歯科疾患実態調査(平成23年届出)(佐賀県)37
	埼玉青少年の意識と行動調査(平成23年届出)(埼玉県)38
	石川県廃棄物排出量実態調査(平成23年届出)(石川県)40
	石川県産業廃棄物排出量実態調査(平成23年届出)(石川県)44
	企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査(平成23年届出)(石川県)47
	静岡県雇用管理状況調査(平成23年届出)(静岡県)48
	鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業アンケート(平成23年届出)(静岡市) ・・49
(2) 変更
	三重県内事業所賃金等実態調査(平成23年届出)(三重県)50
	賃金等調査(平成23年届出)(福岡県)51
	市政アドバイザー意識調査(平成23年届出)(神戸市) ・・・・・・・・52
	神戸市民1万人アンケート (平成23年届出) (神戸市) ・・・・・・・・53
	労働条件実態調査(平成23年届出)(滋賀県)54
	茨城県受療動向調査(平成23年届出)(茨城県)55
	健康長寿あいちの実現に関する調査 (平成23年届出) (愛知県)56
	職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)(大阪府)57
	職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)(新潟県・新潟市) ・・・・・・58
	給与、勤務条件等に関する調査 (平成23年届出) (広島県・広島市) ・・・・・・59
	島根県患者調査(平成23年届出)(島根県)60
	重点分野雇用創造施設園芸省エネルギー対策等実態調査(平成23年届出)(高知県)62
	中小企業賃金事情調査(平成23年届出)(茨城県)63
	佐賀県労働条件等実態調査(平成23年届出)(佐賀県)66

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するため

に行われた統計調査をいう。

- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあっては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあっては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統 計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成 されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査を いう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計 調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

	統計調金	査の名称	実 施 者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
医	療施	設調	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成 23 年の静態調査の実 施に当たり、東日本大震災へ の対応として、調査対象の範 囲や報告を求める事項等を 変更	H23.6.29
患	者	調	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成 23 年調査の実施に当 たり、東日本大震災への対応 として、調査対象の範囲及び 報告を求める者の数を変更	H23.6.29

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者	首
H23. 6. 2	メッシュ標本調査の試行調査	農林水産	大臣
Н23. 6. 7	青少年のインターネット利用環境実態調査	内閣総理	!大臣
Н23. 6. 13	環境経済観測調査	環境	大 臣
Н23. 6. 14	就労条件総合調査	厚生労働	大臣
Н23. 6. 17	21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)	厚生労働	大臣
Н23. 6. 21	民間非営利団体実態調査	内閣総理	!大臣
Н23. 6. 29	医療給付実態調査	厚生労働	大臣
H23. 6. 29	労働安全衛生特別調査	厚生労働	大臣
Н23. 6. 30	受療行動調査	厚生労働	大臣
H23. 6. 30	外資系企業動向調査	経済産業	大臣

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称		:	実施者	ŕ	
H23. 6. 1	静岡市障がい福祉に関するアンケート調査	静	置		市	長
H23. 6. 2	環境関連技術・製品に関するアンケート〜省エネ・新エネ関連〜	栃	木	県	知	事
H23. 6. 8	川崎市宮前区公営住宅に関わる高齢者等実態調査	Ш	崎	ŕ	市	長
H23. 6. 8	奈良県宿泊統計調査	奈	良	県	知	事
H23. 6. 9	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査(流通産業 編)	東	京	都	知	事
H23. 6. 15	地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケー ト調査	東	京消	方庁沿	肖防絲	※ 監
H23. 6. 16	ワーク・ライフ・バランス推進状況調査	茨	城	県	知	事
H23. 6. 20	平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査	埼	玉 県	人事	委員	会
H23. 6. 20	医療機器、介護・福祉機器分野の実態調査	大	阪	府	知	事
H23. 6. 20	医療機器、介護・福祉機器分野への参入意向に関する調査	大	阪	府	知	事
H23. 6. 23	NPO等実態調査	埼	玉	県	知	事
H23. 6. 23	平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査	沖	縄県	人事	委員	会
H23. 6. 24	県民健康・栄養調査	佐	賀	県	知	事
H23. 6. 24	県民歯科疾患実態調査	佐	賀	県	知	事
H23. 6. 27	埼玉青少年の意識と行動調査	埼	玉	県	知	事
H23. 6. 27	石川県廃棄物排出量実態調査	石	Щ	県	知	事
Н23. 6. 27	石川県産業廃棄物排出量実態調査	石	Щ	県	知	事
Н23. 6. 27	企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査	石	Щ	県	知	事
H23. 6. 28	静岡県雇用管理状況調査	静	岡	県	知	事
Н23. 6. 30	鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業アンケート	静	出		市	長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規) について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者				
Н23. 6. 7	三重県内事業所賃金等実態調査	<u>=</u>	重	県	知	事
Н23. 6. 8	賃金等調査	福	岡	県	知	事
H23. 6. 10	市政アドバイザー意識調査	神	戸		市	長
H23. 6. 10	神戸市民1万人アンケート	神	戸		市	長
H23. 6. 10	労働条件実態調査	滋	賀	県	知	事
H23. 6. 13	茨城県受療動向調査	茨	城	県	知	事
H23. 6. 13	健康長寿あいちの実現に関する調査	愛	知	県	知	事
H23. 6. 16	職種別民間給与実態調査附帯調査	大	阪府	人事	季 員	会
H23. 6. 17	職種別民間給与実態調査附帯調査				員会· 委 員	
H23. 6. 20	給与、勤務条件等に関する調査				員会· 委 員	
H23. 6. 29	島根県患者調査	島	根	県	知	事
H23. 6. 29	重点分野雇用創造施設園芸省エネルギー対策等実態調査	高	知	県	知	事
H23. 6. 30	中小企業賃金事情調査	茨	城	県	知	事
H23. 6. 30	佐賀県労働条件等実態調査	佐	賀	県	知	事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調查名】 医療施設調查(平成23年承認・2回目)

【承認年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

- 【目 的】 本調査は、医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院及び診療所(法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。)をいう。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査の内容は、内務報告例(内務省)から引継がれた厚生省報告例に含まれていたものであるが、昭和23年11月から全医療施設を対象に「施設面からみた医療調査」として行われ、その後、昭和25年から「医療施設面調査」という名称(ただし、昭和25年及び昭和27年は医療施設面調査第1次客体調査)で行われていたものである。昭和28年7月7日に統計法に基づく指定統計となり、昭和47年まで毎年年末(昭和28年は7月末)現在で実施してきた。昭和48年10月に調査規則を改正し全施設の詳細な実態を把握することを目的とする調査については、静態調査として昭和50年から3年ごとに実施するとともに、各都道府県から施設の開設・廃止等の報告を毎月徴集する動態調査を昭和48年11月から実施(昭和48年1月から10月までの分については、一括して報告を徴集した。)することとして、現在に至っている。なお、昭和59年からは、患者調査と同時期に実施し医療施設面からも患者の動向を把握できるよう、調査期日を10月1日現在に改めた。平成23年には、病院票に関して、オンライン調査が導入された。平成23年の静態調査については、東日本大震災の影響により、福島県の一般診療所及び歯科診療所の対象からの除外等の措置が取られた。
- 【調査の構成】 1-医療施設静態調査病院票 2-医療施設静態調査一般診療所票 3-医療施設静態調査歯科診療所票 4-医療施設動態調査票
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(静態調査:調査実施年の翌年10月、動態調査:調査対象月の翌々月下旬)

*

【調査票名】 1-医療施設静態調査病院票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)8,663 (配布)郵送・オンライン(平成23年調査 において、福島県に関しては、電話で聞き取り調査を行う。) (取集)郵送・オンライン(平成23年調査において、福島県に関しては、電話で聞き取り調査を行う。) (記入)併用 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間(系統)厚生労働省一都道府県一(保健所を設置する市・特別区)一保健所一報告者、(平成23年の調査においては、福島県に関しては、次のとおりとする。厚生労働省ー福島県一報告者)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年10月1日~11月上旬(平成23年調査 においては、福島県に関しては、県知事が作成した調査票を平成23年11月上旬までに厚生労働大臣に提出する。)

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急病院の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他(1から10に関連する事項)、(平成23年調査における宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏内の病院:1. 名称、2. 所在地、3. 休止・休診の状況、4. 開設者、5. 許可病床数、6. 社会保険診療等の状況、7. 救急告示の有無、8. 診療科目、9. 患者数、平成23年調査における福島県内の病院:1. 名称、2. 所在地、3. 休止・休診の状況、4. 開設者、5. 許可病床数、6. 社会保険診療等の状況、7. 救急告示の有無、8. 診療科目)

*

【調査票名】 2-医療施設静態調査一般診療所票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、福島県を除く。) (単位)医療施設 (属性)一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)99,778 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)平成23年10月1日~11月上旬

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他(1から10に関連する事項)、(平成23年調査における宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏内の一般診療所:1. 名称、2. 所在地、3. 休止・休診の状況、4. 開設者、5. 許可病床数、6. 社会保険診療等の状況、7. 主たる診療科目、8. 診療科目、9. 診療状況、10. 診療所の種類)

※

【調査票名】 3-医療施設静態調査歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年調査では、福島県を除く。) (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 68,102 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日~11月上旬

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9. 救急診療所の告示の有無、10. 診療及び検査の実施の状況、11. その他(1から10に関連する事項)、(平成23年調査における宮城県石巻医療圏及び気仙沼医療圏内の歯科診療所:1. 名称、2. 所在地、3. 休止・休診の状況、4. 開設者、5. 許可病床数、6. 社会保険診療等の状況、7. 診療科目、8. 診療状況)

※

【調査票名】 4-医療施設動態調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位) 都道府県、市、特別区 (属性) 法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)136 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)毎月1日~月末 (系統)厚生労働省-報告者(都道府県)、厚生労働省-都道府県-報告者(保健所を設置する市・特別区)
- 【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査対象月の翌月20日
- 【調査事項】 1. 開設の場合(1)名称、(2)開設年月日、(3)所在地、(4)開設者、(5)診療科目、(6)許可病床数、(7)従事者数、(8)社会保険診療の状況、(9)その他(1)から(8)に関連する事項、2.変更の場合(1)名称、(2)変更年月日、(3)診療科目、(4)許可病床数、(5)その他(1)から(4)に関連する事項、3. 開設及び変更以外の場合(1)名称、(2)処分等の年月日、(3)処分等の種類、(4)その他(1)から(3)に関連する事項

【調査名】 患者調査(平成23年承認・2回目)

【承認年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

- 【目 的】 本調査は、医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院及び診療所(同 法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。) を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的と する。
- 【沿 革】 昭和23年に行われた「世帯面からみた病勢及び医療費調査」は、世帯主の申告に基づいて行われたので、病名の判定などが正確に行われているとは限らず、国民の疾病状況を種類別に推計する場合などに問題となる面があった。そこで、医師の診断による病名を基礎とした統計を作成し、これによって照査する必要が生じ、昭和23年11月15日からの1週間を調査期間として「施設面よりみた病勢調査」が行われた。これが、患者調査の前身で、昭和28年には指定統計に指定され、以後は毎年1回定期的に実施されていたが、昭和59年度からは、3年周期にして、県別表章ができるようサンプル数が増加されている。平成23年の調査については、東日本大震災の影響により、宮城県の一部及び福島県の全域を対象から除外する措置が取られた。
- 【調査の構成】 1-病院入院(奇数)票 2-病院外来(奇数)票 3-病院(偶数)票 4-一般 診療所票 5-歯科診療所票 6-病院退院票 7-一般診療所退院票

【公表】 インターネット及び印刷物 (調査実施年の翌年10月)

※

【調査票名】 1-病院入院(奇数)票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,400/8,500 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の10月の3日間のうち医療施設ごとに定める1日の時点で入院している患者の入院から指定日までの状況 (系統) 厚生労働省 - 都道府県- (保健所を設置する市・特別区) - 保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院年月日、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 病床の種別、8. 紹介の状況、9. 来院時の状況、10. 入院の状況

※

【調査票名】 2-病院外来(奇数)票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,300/8,500 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 (系統) 厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況

*

【調査票名】 3-病院(偶数)票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,400/8,500 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時)入院の場合:指定日の時点で入院している患者の状況、外来の場合:指定日に外来で受療した患者の状況 (系統)厚生労働省ー都道府県ー(保健所を設置する市・特別区)ー保健所一報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 入院・外来の別、2. 性別、3. 出生年月日

※

【調査票名】 4-一般診療所票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 5,900/98,100 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時)入院の場合:指定日の時点で入院している患者の入院 から指定日までの状況、外来の場合:指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 (系統)厚生労働省一都道府県一(保健所を設置する市・特別区)-保健所一報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来の種別等、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況、9. 病床の種別、10. 入院の状況

*

【調査票名】 5-歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,300/67,300 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 指定日に外来で受療した患者の指定日の状況 (系統) 厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 傷病名、6. 診療費等支払方法

※

【調査票名】 6-病院退院票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 6,400/8,500 (配布)郵送 (取集)

郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から 退院までの状況 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先

※

【調査票名】 7-一般診療所退院票

【調査対象】 (地域)全国(ただし、平成23年の調査では、宮城県の一部地域及び福島県の全域を除く。) (単位)医療施設 (属性)一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)900/10,200 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の9月1か月間に退院した患者の入院から退院までの状況 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所を設置する市・特別区)-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月1日~12月中旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 過去の入院の有無、5. 入院年月日、6. 退院年月日、7. 受療の状況、8. 診療費等支払方法、9. 病床の種別、10. 入院前の場所、11. 来院時の状況、12. 手術の有無、13. 転帰、14. 退院後の行き先

○一般統計調査の承認

【調査名】 メッシュ標本調査の試行調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月2日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

- 【目 的】 本調査は、作物統計調査のうち、メッシュ母集団情報に基づく標本調査への移行を検討している耕地面積調査及び水稲の作付面積調査について、メッシュ母集団情報を利用した試行調査を実施し、想定される諸課題等を検証し、耕地面積及び水稲作付面積を効率的かつ正確に把握するための標本調査手法を設計するための資料を得ることを目的として実施する。
- 【沿 革】 本調査は、平成25年から変更を予定している作物統計調査の実施方法を検証するために 実施するものであり、平成22年度に行った第一次の試行調査の結果を受けた第二次の試行 調査として実施するものである。(第一次及び第二次において調査の内容が異なることから、 継続的な調査としてではなく、それぞれ1回限りの調査として承認されたものである。)

【調査の構成】 1-実測調査票

【公 表】 非公表

※

【調査票名】 1-実測調査票

【調査対象】 (地域) 宮城県、埼玉県、静岡県、石川県、愛知県、和歌山県、香川県、鹿児島県 (単位) 農家 (属性) 耕地の所有者又は耕作者 (抽出枠) メッシュ母集団情報から作成したメッシュリスト

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 6,654/517,000 (配布)調査員・職員 (取集)調査員・職員 (記入)他計 (把握時)平成23年11月1日現在 (系統)農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-統計調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年10月中旬~12月下旬

【調査事項】 1. 抽出したメッシュ内の耕地の面積(田畑別)、2. 抽出したメッシュ内の水稲の作付面積、3. 抽出したメッシュ内の現況地目(田、畑及び非耕地)及び田本地の利用状況

【調査名】 青少年のインターネット利用環境実態調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月7日

【実施機関】 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(青少年環境整備担当)

【目 的】 本調査は、平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)において、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されることとなっていることから、青少年及びその保護者を対象として、インターネットの利用状況、フィルタリングの利用度等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-青少年のインターネット利用環境実態調査(青少年用) 調査票 2-青少年のインターネット利用環境実態調査(保護者用) 調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(速報:平成23年7月上旬、概要及び詳細:平成23年10 月下旬)

※

【調査票名】 1-青少年のインターネット利用環境実態調査(青少年用) 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満10歳~17歳の青少年 (抽出枠)住民 基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/9,600,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)報告時点 (系統)内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月上旬~6月中旬

【調査事項】 1. 携帯電話の所有・利用状況、2. パソコンの利用状況、3. インターネット利用 に係るトラブル等の経験等

※

【調査票名】 2-青少年のインターネット利用環境実態調査(保護者用) 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)満10歳~17歳の青少年の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/19,000,000 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)他計 (把握時)報告時点 (系統)内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月上旬~6月中旬

【調査事項】 1. 子供の携帯電話におけるフィルタリングの利用状況、2. 子供のパソコンにおけるフィルタリングの利用状況、3. 相談の経験等

【調查名】 環境経済観測調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月13日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境計画課

【目 的】 環境ビジネスについては、昨年6月の新成長戦略等において、繰り返しその振興の重要性が述べられている。新成長戦略においては、グリーン・イノベーションを成長分野の筆頭に掲げ、2020年までに市場規模50兆円超増・雇用規模140万人増という新たな需要・雇用の創造を目指すとの方針が打ち出されており、環境ビジネスの振興施策の実施がきわめて重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、本調査は、産業全体における環境ビジネスの取り組み状況や、全産業と照らした環境ビジネス関連企業の景況感等について、構造的な調査を継続的に実施してそれらの動向を把握し、環境ビジネスに係る具体的な促進施策の検討や、政策の効果の評価に活用する等、環境ビジネス振興策の企画・立案の基礎資料として活用していくことを目的とする。また、環境ビジネスの市場における認知やステイタスの向上も視野に入れ調査結果を公表することにより、環境ビジネスの発展に資することをも目的とするものである。

【沿 革】 本調査は、平成22年から調査が開始された。

【調査の構成】 1-環境経済観測調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(毎年8月及び2月)

【備 考】 今回の変更は、調査の目的の表現の適正化、調査周期の半年周期化等。

×

【調査票名】 1-環境経済観測調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)公務を除くすべての産業の資本金2,000 万円以上の企業 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,000/210,000 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査回答日現在 (系統)環境省ー民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)半年 (実施期日)6月及び12月

【調查名】 就労条件総合調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月14日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

- 【目 的】 本調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合 的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和41年から実施されていた「賃金労働時間制度総合調査」と昭和47年から実施されていた「労働者福祉施設制度等調査」を統合し、同59年から実施した「賃金労働時間制度等総合調査」を前身とする調査であり、平成12年度に名称を変更して現在に至っている。この間、平成9年まで実施していた退職金制度・支給実態調査の廃止に伴い同15年に退職金制度・支給実態を調査内容に含め、同17年には雇用管理調査の廃止に伴い定年制等についても把握するものとなった。

【調査の構成】 1-平成24年就労条件総合調査 調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の10月、詳細:調査実施年の翌年1月)

【備 考】 今回の変更は、調査対象名簿を18年事業所・企業統計調査結果名簿から平成21年経済 センサスー基礎調査結果名簿への変更及び、調査事項の変更項目の一部変更である。なお、 東日本大震災への対応については、以下の調査計画を基本としながら、津波による浸水及び 福島原発事故により設定された「警戒区域」等に該当する企業を除いて調査を実施すること が予定されている。

※

【調査票名】 1-平成24年就労条件総合調査 調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」(その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。)、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。)に属し、常用労働者30人以上の民営企業 (抽出枠)平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6,100/146,000 (配布) 郵送・調査員 (取集) 郵送・調査員 (記入) 自計 (把握時) 毎年1月1日現在(一部の項目 については、基準日の前年1月~12月までの1年間又は基準日の前々年4月~前年3月までの1年間) (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月1日~翌年1月31日(ただし、廃止や規模縮小により対象外となった企業の代替分の調査については、3月10日までとする。)
- 【調査事項】 1.企業の属性に関する事項(1)企業の名称、(2)本社の所在地、(3)企業の主な生産品の名称又は事業の内容、(4)企業全体の全常用労働者数、(5)労働組合の有無、(6)期間を定めずに雇われている労働者数、(7)企業にある業務、2.労働時間制度に関する事項(1)所定労働時間、(2)週休制、(3)年間休日総数、(4)年次有給休暇、(5)特別休暇制度、(6)変形労働時間制、(7)みなし労働時間制、3.定年

制等に関する事項(1)定年制、(2)定年後の措置、4.賃金制度に関する事項(1)時間外労働の割増賃金率、(2)基本給、(3)賞与、(4)業績評価制度、(5)年俸制

【調査名】 21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月17日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目 的】 本調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況 を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のため の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿 革】 本調査は、平成14年から毎年実施されている。

【調査の構成】 1-女性票 2-男性票 3-配偶者票(女性用) 4-配偶者票(男性用)

【公 表】 インターネット及び印刷物 (概要:調査実施年の翌々年3月、詳細:調査実施年の翌々年12月)

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-女性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成14年10月末時点で20歳~34歳であった女 (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,800/65,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省ー報告 者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬~11月中旬

【調査事項】 1. 健康の状況、2. 就業の状況、3. 現在の就業意欲、4. 仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、5. 配偶者の有無、6. 子供の状況、7. 家計の状況 等

※

【調査票名】 2-男性票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)平成14年10月末時点で20歳~34歳であった男 (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 6,900/65,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省ー報告 者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬~11月中旬

【調査事項】 1. 健康の状況、2. 就業の状況、3. 現在の就業意欲、4. 仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、5. 配偶者の有無、6. 子供の状況、7. 家計の状況 等

※

【調査票名】 3-配偶者票(女性用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)男性票の報告者の配偶者(女性票の報告者である場合を除く。) (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 2,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省ー報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬~11月中旬

【調査事項】 1.健康の状況、2.就業の状況、3.仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4.

※

【調査票名】 4-配偶者票(男性用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)女性票の報告者の配偶者(男性票の報告者である場合を除く。) (抽出枠)平成13年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,300 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)毎年11月の第一水曜日 (系統)厚生労働省ー報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬~11月中旬

【調査事項】 1.健康の状況、2. 就業の状況、3. 仕事と子育ての両立支援制度の利用状況、4. 子供の状況、5. 家計の状況 等

【調查名】 民間非営利団体実態調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月21日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課

- 【目 的】 本調査は、民間非営利団体の収入、経費及び投資額等を調査し、その経済活動を明らかに するとともに、国民経済計算推計のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 SNAは、国民経済における様々な経済活動を体系的に記録することを目的とし、生産、消費、投資といったフロー面や資産、負債といったストック面から体系的に把握し、推計を行っている。本調査は、SNAの推計項目の一つである民間非営利団体の収入、経費及び投資等のSNA推計に用いる経済活動に係るデータを把握するものであり、昭和38年以降、毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1-民間非営利団体実態調査調査票

【公表】 インターネット(2月上旬)

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更である。

※

【調査票名】 1-民間非営利団体実態調査調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類(平成19年11月改定) に掲げる大分類、「学術研究,専門・技術サービス」、「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」に属する産業で、事業所・企業統計調査で「その他の法人」「法人でない団体」に格付けられている民間非営利団体(抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000/195,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施日前年度の4月1日~翌年3月31日 (系統) 内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月下旬~9月

【調査事項】 1. 事業所の概要(1)経営組織、(2)従業者数、(3)事業活動の範囲等、2. 事業所の収入(1)会費等の移転的収入、(2)事業収入等、3. 事業所の経費(1)仕入代、(2)消耗品費等、4. 事業所の投資(1)住宅、(2)非住宅等、5. 事業所の資産・負債等(1)現金・預貯金、(2)貸出・借入等、6. 介護保険事業の実施状況(1)実施有無、(2)収入額の多い事業等

【調查名】 医療給付実態調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 厚生労働省保険局調査課

【目 的】 本調査は、医療保険制度加入者の受診や疾病等の状況を年齢別、疾病分類別等様々な切り 口から観察し、医療保険制度の健全な発展のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿 革】 本調査は、平成23年から調査が開始された。

【調査の構成】 1-診療報酬明細書及び調剤報酬明細書

【公表】 インターネット (調査実施年度の翌年度3月)

※

【調査票名】 1-診療報酬明細書及び調剤報酬明細書

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保険者 (属性)医療保険制度の全ての保険者(市区町村、 後期高齢者医療広域連合及び日本私立学校振興・共済事業団を除く。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,721 (配布) (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)9月末日提出:4月診療分~6月診療分、12月末日提出:7月診療分~9月診療分、3月末日提出:10月診療分~12月診療分、6月末日提出:1月診療分~3月診療分 (系統)全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合:厚生労働省一報告者、国民健康保険組合:厚生労働省一都道府県一報告者

【周期·期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 毎年度、4月診療分~6月診療分:9月末日、7月 診療分~9月診療分:12月末日、10月診療分~12月診療分:翌年3月末日、翌 年1月診療分~3月診療分:翌年6月末日

【調査事項】 診療報酬明細書(医科入院、医科入院外、歯科、医科入院医療機関別包括評価用)及び調剤報酬明細書に記載されている事項のうち、以下の事項について報告を求める。1. 医療機関のコード、2. 診療科、3. 保険者番号、4. 整理番号(被保険者証記号・番号等を別途配布した変換ツールを用いて匿名化したもの)、5. 受診者の性別及び生年月日、6. 被保険者本人又は家族等の属性、7. 診療年月及び入院年月日、8. 診療種類、9. 診療実日数、10. 決定点数、11. 食事療養又は生活療養の回数及び決定基準額(入院の場合)、12. 疾病コード

【調查名】 労働安全衛生特別調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

- 【目 的】 本調査は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するため の基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。
- 【沿 革】 厚生労働省は、従前、労働安全衛生に関する取組状況を把握するために五つの調査(「労働環境調査」、「労働者健康状況調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」及び「労働安全衛生基本調査」)を、5年周期のローテーションにより順次実施しており、これらは、旧統計報告調整法上、別々の承認統計調査として承認を受けていた。しかし、厚生労働省は、今後、これらの調査について体系的に整理することとし、平成23年に、「労働安全衛生特別調査」という一般統計調査を、これらを包括する調査名として新たに設けた。また、「技術革新と労働に関する実態調査」については、平成20年度調査をもって廃止し、代わりに、「労働安全衛生特別調査」の下で今回新たに「労働災害防止対策等重点調査票」を設けた。
- 【調査の構成】 1-労働災害防止対策等重点調査票(事業所票) 2-労働災害防止対策等重点調査 票(個人票)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(概況:平成24年9月、調査結果報告書:平成25年3月) ※
- 【調査票名】 1-労働災害防止対策等重点調査票(事業所票)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる「農業,林業」 (林業に限る。)、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
 - 【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 13,000/930,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 原則、平成23年10月31日現在(一部の事項: 過去1か月間(平成23年10月1日~31日)、過去6か月間(平成23年5月1日~10月31日)、過去1年間(平成22年11月1日~23年10月31日)) (系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年11月1日~11月20日

【調査事項】 1. 企業及び事業所に関する事項(1)企業全体の常用労働者数、(2)事業所に従事する者の就業形態、(3)事業所の常用労働者数、(4)派遣労働者数、2. 安全衛生活動に関する事項(1)危険・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)の実施状況、(2)長時間労働者に対する取り組みに関する事項、(3)メンタルヘルスケアに関する事項、(4)定期健康診断の実施に関する事項、(5)喫煙対策に関する事項、(6)交通労働災害の防止に関する事項、(7)労働災害に関する事項、(8) I Tを活用した安全衛生管理に関する事項、(9)安全衛生教育に関する事項、(10)MSDS

※

【調査票名】 2-労働災害防止対策等重点調査票(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる「農業、林業」(林業に限る。)、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 19,000/35,800,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 原則、平成23年10月31日現在(一部の事項:過去1か月間(平成23年10月1日~31日)、過去6か月間(平成23年5月1日~10月31日)、過去1年間(平成22年11月1日~23年10月31日)) (系統) 厚生労働省ー調査対象事業所一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年11月1日~11月20日

【調查事項】 1. 労働者の属性等(性、年齢、就業形態、職種)、2. 勤務の状況に関する事項(1) 勤務形態、深夜業の従事の有無、時間外・休日労働の時間数、医師による面接指導等の 有無及び受けなかった理由並びに面接指導後の改善措置の有無及び措置内容、(2)強い 不安、悩み、ストレスになっていると感じる事柄の有無、相談の希望の有無及び相談機 関並びに事業所への通知の諾否、3. 定期健康診断に関する事項(1)定期健康診断の 受診状況、(2)定期健康診断結果の通知の有無及び異常の所見の有無、(3)保健指導 の受講の有無、4. 喫煙に関する事項(1)職場での喫煙習慣の有無、(2)職場での受 動喫煙による体調不良の有無、(3)受動喫煙の防止対策の有無、(4)全面禁煙等の措 置に対する意見、(5) 喫煙対策として望む事項

【調查名】 受療行動調査(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月30日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

【目 的】 本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を患者から調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿 革】 本調査は、平成8年から調査が開始された。

【調査の構成】 1-外来患者票 2-入院患者票

【公 表】 インターネット及び印刷物 (概況:調査実施年度の翌年度10月、報告書:調査実施年度の翌年度2月)

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。以下の調査計画記載のとおり、平成23年調査においては、東日本大震災により、岩手県、宮城県及び福島県の全域は対象から除外される。

【調査票名】 1-外来患者票

【調査対象】 (地域)全国(平成23年の調査においては、東日本大震災の影響により、岩手県、 宮城県及び福島県の全域を調査の対象から除外する。) (単位)個人 (属性)病院の 外来を受診した患者 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 135,000/1,251,000 (配布)調査員 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年10月18日~10月20日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日 (系統)調査票の配布:厚生労働省一都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-調査員-報告者、調査票の回収:報告者-保健所-(保健所設置市・特別区)-都道府県-厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年11月末日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 病院を選んだ理由、4. 診察までの待ち時間、5. 診察時間、6. 心身の状態、7. セカンドオピニオンの経験、8. 満足度、9. 病院で請求された金額、10. 世帯人数、11. 世帯収入、12. 不満を感じたときの行動 等

※

※

【調査票名】 2-入院患者票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)病院に入院中の患者 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 65,000/1,064,000 (配布)調査員 (取集)郵送・調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年10月18日~10月20日の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日 (系統)調査票の配布:厚生労働省一都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所一調査員-報告者、調査票の回収:報告者-(調査員)-保健所-(保健所設置市・特別区)-都道府県-厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年11月末日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 病院を選んだ理由、4. 心身の状態、5. セカンドオピニオンの経験、6. 今後の治療・療養の希望、7. 満足度、8. 不満を感じたときの行動 等

【調查名】 外資系企業動向調查(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年6月30日

【実施機関】 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

- 【目 的】 本調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策 及び通商政策の推進に資するための資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和42年に我が国における外資系企業の経営動向を把握するために開始された。

【調査の構成】 1-外資系企業動向 調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(外資系企業動向調査の概況:調査実施年の翌年3月、外資系企業の動向:調査実施年の翌年6月)

【備 考】 今回の変更は、調査対象に事業会社を間接出資とする場合を追加等。

※

【調査票名】 1-外資系企業動向 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)1.外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業、2.外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となる企業、3.上記1、2いずれの場合も、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業 (抽出枠)外資系企業動向調査名簿等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)5,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月下旬~8月31日

【調査事項】 1. 企業の概要等、2. 操業状況等、3. 雇用の状況(常時従業者数)、4. 事業所の種類・機能、5. 売上高、仕入高、6. 費用等の状況、7. 収益の状況、8. 資産の状況、9. 日本企業との提携について、10. 日本のビジネス(事業活動) コストについて、11. 日本における雇用・人材について、12. 日本の投資環境について、13. 今後の日本での事業展開について

○届出統計調査の受理

(1)新規

【調査名】 静岡市障がい福祉に関するアンケート調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月1日

【実施機関】 静岡市保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課

【目 的】 障害のある方の障害福祉サービスの利用状況や今後の意向などを把握し、静岡市の障害福祉に関する計画を策定するため。

【調査の構成】 1-静岡市障がい福祉に関するアンケート調査 調査票(18歳未満用) 2-静岡市障がい福祉に関するアンケート調査 調査票(18歳以上用)

※

【調査票名】 1-静岡市障がい福祉に関するアンケート調査 調査票(18歳未満用)

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を保持する18歳未満の者 (抽出枠) 障害福祉サービスリスト

【調查方法】 (選定)全数 (客体数)1,598 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年4月1日現在 (系統)静岡市-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年6月20日~7月20日

【調査事項】 1. 障害の程度や日常生活について、2. 障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用について

*

【調査票名】 2-静岡市障がい福祉に関するアンケート調査 調査票(18歳以上用)

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を保持する18歳以上の者 (抽出枠) 障害福祉サービスリスト

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 5, 158/28, 720 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年4月1日現在 (系統)静岡市-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成23年6月20日~7月20日

【調査事項】 1. 障害の程度や日常生活について、2. 障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用について、3. 就労について

【調査名】 環境関連技術・製品に関するアンケート〜省エネ・新エネ関連〜(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月2日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部工業振興課

【目 的】 栃木県内企業における省エネ・新エネ等の環境関連技術・製品の実態や研究開発における 課題やニーズを把握し、省エネ・新エネ分野をはじめとする環境関連産業の振興を図るうえ での基礎資料を作成するため。

【調査の構成】 1-環境関連技術・製品に関するアンケート〜省エネ・新エネ関連〜 調査票 ※

【調査票名】 1-環境関連技術・製品に関するアンケート~省エネ・新エネ関連~ 調査票

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 事業所 (属性) とちぎ産業振興協議会(重点5分野) 及び栃木県産業団地立地企業一覧のうち、製造業を営む事業所 (抽出枠) とちぎ産業 振興協議会会員名簿及び栃木県産業団地立地企業一覧

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,000/1,450 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年6月1日現在 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月3日~6月30日

【調査事項】 1. 企業概要、2. 環境産業分野における事業活動状況、3. 省エネ・新エネ技術製品開発の状況、4. 生産設備に関する課題等

【調査名】 川崎市宮前区公営住宅に関わる高齢者等実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月8日

【実施機関】 川崎市宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課

【目 的】 公営住宅の現状や地域が主体となった高齢者の見守りを推進・支援していくための課題を 把握するため。

【調査の構成】 1-高齢者用調査票 2-一般用調査票

※

【調査票名】 1-高齢者用調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市営南平耐火住宅(神奈川県川崎市宮前区南平台16番地)、川崎市営鷲ヶ峰西住宅(神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘32番地) (単位)世帯 (属性)世帯主が65歳以上の世帯 (抽出枠)川崎市営南平耐火住宅及び鷲ヶ峰西住宅の入居者一覧

【調查方法】 (選定)全数 (客体数)340 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)平成23年4月1日現在 (系統)配布:川崎市-民間事業者-報告者、回収:報告者-川崎市

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月24日~7月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 近隣地域とのつながりや外出状況、3. 健康状況、4. 困りごと、5. 見守りの状況、6. 福祉サービスの利用 等について

*

【調査票名】 2-一般用調査票

【調査対象】 (地域) 川崎市営南平耐火住宅(神奈川県川崎市宮前区南平台16番地)、川崎市営 鷲ヶ峰西住宅(神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘32番地) (単位)世帯 (属性)世 帯主が65歳未満の世帯 (抽出枠)川崎市営南平耐火住宅及び鷲ヶ峰西住宅の入居者 一覧

【調查方法】 (選定)全数 (客体数)330 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年4月1日現在 (系統)配布:川崎市-民間事業者-報告者、回収:報告者-川崎市

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月24日~7月15日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 近隣地域とのつながりや外出状況、3. 地域生活状況、4. 日常 生活の手助けの状況、5. 地域活動、6. 福祉サービスの利用 等について

【調查名】 奈良県宿泊統計調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月8日

【実施機関】 奈良県観光局ならの魅力創造課

【目 的】 奈良県内宿泊施設における宿泊者数等を四半期ごとに把握し、今後の観光施策の立案に役立てる。

【調査の構成】 1-奈良県宿泊統計調査 調査票

※

【調査票名】 1-奈良県宿泊統計調査 調査票

【調査対象】 (地域) 奈良県全域 (単位) 施設 (属性) 奈良県内宿泊施設 (抽出枠) 旅館業 法に基づく許可を受けている宿泊施設

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)288/549 (配布)郵送 (取集)郵送 (記 入)自計 (把握時)直近の四半期の実績 (系統)奈良県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)四半期の翌々月20日ごろ

【調査事項】 1. 宿泊目的、2. 宿泊者延べ人数、3. 宿泊者実人数、4. 客室稼働率等

【調査名】 東京の中小企業の現状に関するアンケート調査 (流通産業編) (平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月9日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目 的】 本調査は、東京都産業労働局商工部調整課が「東京の中小企業の現状」を作成するために 実施する。「東京の中小企業の現状」は、東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的 に把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の分析を通じて、都内で経営を維持発展 させていくための経営課題等を抽出するとともに、産業振興のための課題を検討することを 目的とする。今年度は流通産業を対象として作成する。

【調査の構成】 1-「東京の中小企業の現状」アンケート調査(卸売業) 調査票 2-「東京の中 小企業の現状」アンケート調査(小売業) 調査票

※

【調査票名】 1-「東京の中小企業の現状」アンケート調査(卸売業) 調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。) (単位) 企業 (属性) 中小企業基本法に 基づく中小企業で、卸売業、小売業に分類される企業 (抽出枠) 平成18年事業所・ 企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/22,400 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)6月30日時点 (系統)東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)発送:7月11日、提出期限:7月29日

【調査事項】 1. 回答企業の属性(従業者規模、創業年、資本金、業種等)、2. 創業(経緯、事業承継等)、3. 売上高等の業績(売上高、経常損益等)、4. 販売活動の状況(販売先の変化、問題点等)、5. 東日本大震災の影響、6. その他

※

【調査票名】 2-「東京の中小企業の現状」アンケート調査(小売業) 調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。) (単位)企業 (属性)中小企業基本法に 基づく中小企業で、卸売業、小売業に分類される企業 (抽出枠)平成18年事業所・ 企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000/69,100 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)6月30日時点 (系統)東京都-民間事業者-報告 者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)発送:7月11日、提出期限:7月29日

【調査事項】 1. 回答企業の属性(従業者規模、創業年、資本金、業種等)、2. 創業(経緯、事業承継等)、3. 売上高等の業績(売上高、経常損益等)、4. 販売活動の状況(販売先の変化、問題点等)、5. 東日本大震災の影響、6. その他

【調査名】 地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査(平成23 年届出)

【受理年月日】 平成23年6月15日

【実施機関】 東京消防庁防災部震災対策課

【目 的】 平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震による東京都内の家具類の転倒・落下に よる被害等を調査し、今後の一般世帯及びオフィスにおける家具類の転倒・落下防止対策に 資する基礎資料を得ること。

【調査の構成】 1-地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査 調査票(世帯向け) 2-地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査 調査票(事業所向け)

※

【調査票名】 1-地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査 調査票(世帯 向け)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(稲城市及び島しょ地域を除く。) (単位)世帯 (属性)世帯 (

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,202/6,362,409 (配布)職員 (取集)職員 (記入)自計 (把握時)調査事項により、地震発生前、地震発生時(平成23年3月11日)又は地震発生後 (系統)東京消防庁-各消防署-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年7月4日~7月29日

【調査事項】 1. 地震に対する備え、2. 地震での被災状況、3. 地震後に実施した対策、4. 世帯の状況、5. 自宅の所有形態及び階層

※

【調査票名】 2-地震における家具類の転倒・落下防止対策に関するアンケート調査 調査票(事業 所向け)

【調査対象】 (地域) 東京都全域(稲城市及び島しょ地域を除く。) (単位) 事業所 (属性) 事業所 (抽出枠)消防署が所有する防火対象物一覧

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,222/685,249 (配布)職員 (取集)職員 (記入)自計 (把握時)調査事項により、地震発生前、地震発生時(平成23年3月11日)又は地震発生後 (系統)東京消防庁ー各消防署ー報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年7月4日~7月29日

【調査事項】 1. 地震に対する備え、2. 地震での被災状況、3. 地震後に実施した対策、4. 事業所の状況、5. 事業所の所有形態及び階層

【調査名】 ワーク・ライフ・バランス推進状況調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月16日

【実施機関】 茨城県商工労働部労働政策課

【目 的】 本調査は、茨城県内の事業所におけるワーク・ライフ・バランスの進捗状況や推進にあたっての課題等を把握するとともに、事業所規模、業種別に事業所等のニーズを詳細に分析し、 今後の推進方策を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-ワーク・ライフ・バランス推進状況調査 調査票

※

【調査票名】 1-ワーク・ライフ・バランス推進状況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 事業所 (属性) 従業者規模 5 人以上 3 0 0 人未満の 民営事業所 (抽出枠) 平成 1 8 年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 5,000/48,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年6月30日現在 (系統)茨城県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年7月1日~7月15日

【調査事項】 1. ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) に関する項目、2. 労働時間短縮に関する項目、3. 年次有給休暇・特別休暇に関する項目、4. メンタルヘルスケアに関する項目、5. 育児・介護休業法に関する項目、6. 多様な働き方の導入に関する項目、7. 事業所の概要

【調查名】 平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月20日

【実施機関】 埼玉県人事委員会事務局総務給与課

【目 的】 本調査は、職種別民間給与実態調査の対象事業所の再雇用者等のうち、職種別民間給与実 態調査において、報告の対象とならなかった全ての者の給与を把握し、埼玉県の高齢層職員 の給与水準を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

※

【調査票名】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【調査対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 事業所 (属性) 1. 事業所:平成23年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大統領・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、2. 産業:日本標準産業分類に掲げる次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業,娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「教育,学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療,福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」 (抽出枠)職種別民間給与実態調査管理名簿(埼玉県人事委員会事務局分及びさいたま市人事委員会事務局分)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 299/1, 952 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 平成23年4月分の最終給与締切日(4月そ及改定を含む。) (系統) さいたま市以外の市町村: 埼玉県人事委員会事務局一報告者、さいたま市: 埼玉県人事委員会事務局一さいたま市人事委員会事務局一報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年6月24日~8月10日

【調査事項】 1.以下のア又はイに該当する従業員のうち、職種別民間給与実態調査において報告の対象とならなかった全ての者に係る、年齢、学歴、性、決まって支給する給与総額、時間外手当額、通勤手当額、在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金及び企業年金受給の有無。(ア.定年退職し、定年前の雇用条件が解消され、新たな雇用契約により同一企業(定年が60歳の企業に限る。)に勤務する従業員(日々雇われている者で、平成23年4月に18日以上雇用された者を含む。)のうち、定年前従業員と同じ勤務時間の者、イ.定年年齢が61歳以上又は定年制のない事業所の常勤の従業員のうち、平成23年4月1日現在の満年齢が60歳以上である者)、2.職種別従業員数

【調査名】 医療機器、介護・福祉機器分野の実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月20日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目 的】 大阪府、大阪商工会議所、大阪大学などオール大阪の産学官で構成する「大阪バイオ戦略 推進会議」において策定された「大阪バイオ戦略2011」の推進にあたり、医療機器、介 護・福祉機器分野への参入企業に対して、参入時の課題やその対応策などの実態を把握し、 参入促進のための支援施策を検討することを目的とする。

【調査の構成】 1-医療機器、介護・福祉機器分野の実態調査 調査票

※

【調査票名】 1-医療機器、介護・福祉機器分野の実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 大阪府全域 (単位) 企業 (属性) 平成21年から大阪府商工労働部バイオ振興課で実施している医療機器窓口相談の利用企業のうち、製造業かつ医療機器関連事業を行う企業 (抽出枠) 平成21年から大阪府商工労働部バイオ振興課で実施している医療機器窓口相談の利用企業リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 150 (配布) オンライン(電子メール) (取集) オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日現在 (系統) 大阪府-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年7月20日~8月10日

【調査事項】 1.企業概要、2.参入障壁、3.対応策、4.希望支援施策など

【調査名】 医療機器、介護・福祉機器分野への参入意向に関する調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月20日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目 的】 大阪府、大阪商工会議所、大阪大学などオール大阪の産学官で構成する「大阪バイオ戦略 推進会議」において策定された「大阪バイオ戦略2011」の推進にあたり、府内に集積す る製造業者における、医療機器、介護・福祉機器分野への参入の意向や障壁などを把握し、 参入促進のための支援施策を検討することを目的とする。

【調査の構成】 1-医療機器、介護・福祉機器分野への参入意向に関する調査 調査票 ※

【調査票名】 1-医療機器、介護・福祉機器分野への参入意向に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域) 大阪府全域 (単位) 企業 (属性) 平成18年事業所・企業統計調査産業分類で、「製造業」のうち、「プラスチック製品製造業」、「金属製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」に該当し、会社企業のうち、単独事業所及び本社で、従業者(常用雇用者)10人以上300人未満の企業 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/4,534 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日現在 (系統)大阪府-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年7月20日~8月10日

【調査事項】 1. 企業概要、2. 参入意向、3. 参入障壁、4. 希望支援施策など

【調查名】 NPO等実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月23日

【実施機関】 埼玉県県民生活部NPO活動推進課

【目 的】 埼玉県内NPOの活動状況や抱えている課題、行政、企業、大学、地域団体等のNPOへの意識について把握する。

【調査の構成】 1-NPO等実態調査 調査票

※

【調査票名】 1-NPO等実態調査 調査票

【調查対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 法人 (属性) NPO法人 (抽出枠) 認証法人名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 1,525 (配布)郵送 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月1日現在 (系統)埼玉県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年7月1日~7月30日

【調査事項】 1. 団体の概要、2. 財政状況について、3. 情報について、4. 寄附について、5. 課題と支援について、6. 事業評価について、7. 協働について、8. 企業との関係について、9. 大学との関係について、10. 地域団体との関係について、11. NPO 法人について、12. その他

【調查名】 平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月23日

【実施機関】 沖縄県人事委員会事務局職員課

【目 的】 職員の自宅に係る住居手当に関し、地方公務員法第14条に規定する社会一般の情勢に適 応させるため、民間事業所の支給状況を把握する必要があり、附帯調査を実施する。

【調査の構成】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査 附帯調査票

※

【調査票名】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査 附帯調査票

(地域)沖縄県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の分類 【調査対象】 に該当し、かつ、従業員数50人以上の事業所。「農業、林業(中分類「農業」、「林業」 を除く。)」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・ 熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保 険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業(中分類「専門サー ビス業(他に分類されないもの))」、「技術サービス業(他に分類されないもの)」を除く。)」、 「宿泊業、飲食サービス業(中分類「宿泊業」、「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービ ス業」を除く。)」、「生活関連サービス業, 娯楽業(中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、 「娯楽業」を除く。)」、「教育、学習支援業(中分類「その他の教育、学習支援業」を除 く。)」、「医療、福祉(中分類「保健衛生」を除く。)」、「複合サービス事業(中分類「郵 便局」、「協同組合(他に分類されないもの)」を除く。)」、「サービス業(他に分類されな いもの)(中分類「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業(別掲を除く)」、「職 業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」、「宗教」、「その他のサービス業」、 「外国公務」を除く。)」、「公務(他に分類されるものを除く)(中分類「国家公務」、「地 方公務」を除く。)」、「分類不能の産業(中分類「分類不能の産業」を除く。)」 (抽出 枠) 平成23年職種別民間給与実態調査管理名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 7 2 / 3 2 6 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 平成23年4月分の最終給与締切日現在 (系統)沖縄県人事委員会-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年6月24日~8月10日

【調査事項】 自宅に係る住居手当の支給状況(1. 自宅居住者に支給する手当月額、2. 自宅居住者に支給する手当の支給期間の制限の有無、3. 自宅居住者に住居手当を支給する趣旨)

【調查名】 県民健康・栄養調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月24日

【実施機関】 佐賀県健康福祉本部健康増進課

【目 的】 本調査は、佐賀県民の健康状態や栄養摂取量、食生活の問題点を把握し、県民の今後の食 生活改善のあり方と健康増進対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-身体状況調査票 2-栄養摂取状況調査票 3-生活習慣に関する調査票 ※

【調査票名】 1-身体状況調査票

【調査対象】 (地域) 佐賀県全域 (単位) 個人 (属性) 満20歳以上の者 (抽出枠) 平成2 2年及び平成23年度国民生活基礎調査で設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/677,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査実施年の10月~11月中の1日 (系統) 佐賀県-保健福祉事務所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(原則5年) (実施期日) 平成23年10月1日~11月30日【調査事項】 1. 身長、2. 体重、3. 腹囲、4. 血圧、5. 服薬状況、6. 運動習慣等

※

【調査票名】 2-栄養摂取状況調査票

【調査対象】 (地域) 佐賀県全域 (単位) 世帯及び世帯員 (属性) 世帯及び満1歳以上の者 (抽 出枠) 平成22年及び平成23年度国民生活基礎調査で設定された単位区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 世帯: 420/294,000 世帯員:1,200/849,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の10月~11月中の1日 (系統) 佐賀県-保健福祉事務所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(原則5年) (実施期日) 平成23年10月1日~11月30日 【調査事項】 1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 仕事の種類、5. 運動量、6. 飲食物の料理名・食品名・使用量・廃棄量等

*

【調査票名】 3-生活習慣に関する調査票

【調査対象】 (地域) 佐賀県全域 (単位) 個人 (属性) 満20歳以上の者 (抽出枠) 平成2 2年及び平成23年度国民生活基礎調査で設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/677,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月~11月中の1日 (系統) 佐賀県-保健福祉事務所-調査員-報告者

【周期·期日】 (周期) 不定期(原則5年) (実施期日) 平成23年10月1日~11月30日 【調査事項】 1. 体重、2. 食生活、3. 運動習慣、4. 喫煙習慣、5. 飲酒習慣、6. 日常生活、7. 糖尿病関連

【調查名】 県民歯科疾患実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月24日

【実施機関】 佐賀県健康福祉本部健康増進課

【目 的】 本調査は、佐賀県民の歯科保健状況を把握し、県民の今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-県民歯科疾患実態調査票

※

【調査票名】 1-県民歯科疾患実態調査票

【調査対象】 (地域) 佐賀県全域 (単位) 個人 (属性) 満20歳以上の者 (抽出枠) 平成2 2年及び平成23年国民生活基礎調査で設定された単位区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)800/14,900 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査実施年の10月~11月中の1日 (系統)佐賀県-保健福祉事務所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(原則5年) (実施期日) 平成23年10月1日~11月30日 【調査事項】 1. 自覚症状・生活習慣、2. 現在歯・喪失歯の状況、3. 歯周組織の状況、4. 口腔清掃状況等

【調査名】 埼玉青少年の意識と行動調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月27日

【実施機関】 埼玉県県民生活部青少年課

- 【目 的】 埼玉県内の青少年の生活実態、価値観、満足感などを年齢段階ごとに調査し、青少年の意識と行動を把握するとともに、青少年行政の基本的かつ総合的な施策の樹立を図るための基礎資料とする。
- 【調査の構成】 1-埼玉青少年の意識と行動調査1 (満10歳~14歳) 2-埼玉青少年の意識と 行動調査2 (満15歳~30歳) 3-埼玉青少年の意識と行動調査3 (保護者)
- 【備 考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が 含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」 として届出が受理されたものである。

※

- 【調査票名】 1-埼玉青少年の意識と行動調査1 (満10歳~14歳)
 - 【調査対象】 (地域)埼玉県全域 (単位)個人 (属性)10~14歳(小学5年生~中学3年生) (抽出枠)住民基本台帳
 - 【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/330,000 (配布)郵送 (取集)調查員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月25日現在 (系統)埼玉県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年7月25日~8月10日
 - 【調査事項】 1. あなたご自身のことについて、2. 家庭や家族のことについて、3. 学校生活やおけいこごとについて、4. 余暇や友人関係について、5. 悩みごとなどについて、6. 地域のことについて

※

- 【調査票名】 2-埼玉青少年の意識と行動調査2 (満15歳~30歳)
 - 【調査対象】 (地域)埼玉県全域 (単位)個人 (属性)15歳~30歳 (抽出枠)住民基本 台帳
 - 【調查方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,200/984,000 (配布) 郵送 (取集) 調查員 (記入) 自計 (把握時) 平成23年7月25日現在 (系統) 埼玉県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年7月25日~8月10日
 - 【調査事項】 1. あなたご自身のことについて、2. 家庭や家族のことについて、3. 学校生活などについて、4. 余暇や友人関係について、5. 恋愛や結婚観について、6. 悩みごとなどについて、7. 地域・地域活動について

※

- 【調査票名】 3-埼玉青少年の意識と行動調査3(保護者)
 - 【調査対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 個人 (属性) 10~14歳(小学5年生~中学3年生)の保護者 (抽出枠)住民基本台帳
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/660,000 (配布)郵送 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年7月25日現在 (系統)埼玉県-

民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年7月25日~8月10日

【調査事項】 1. あなたご自身のことについて、2. 親子のふれあいについて、3. 子育ての方針 や悩みについて、4. 人生観や性別役割観について、5. 学校や地域との関わりについて

【調查名】 石川県廃棄物排出量実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月27日

【実施機関】 石川県環境部廃棄物対策課

- 【目 的】 石川県内の一般廃棄物の発生及び処理処分、減量化及び再生利用等の状況を実施年度において業種別、種類別、地域別等に詳細に把握し、その現状分析と将来予測・解析等を行い、もって廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得る(大規模調査)ことを目的とする。
- 【調査の構成】 1-廃棄物実態調査票 形式1 2-廃棄物実態調査票(建設業)形式2 3-産業廃棄物等に関する調査票(運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業)形式3 4-廃棄物実態調査票(医療機関)形式4 5-廃棄物実態調査票(宿泊業、飲食店)形式5 6-廃棄物実態調査票(自動車解体業・破砕業)形式6 7-産業廃棄物処理実績調査票(金沢市-産業廃棄物処分業)形式7 8-一般廃棄物処分実績調査票(一般廃棄物処分業)形式8

※

【調査票名】 1-廃棄物実熊調査票 形式1

- 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業(発電所、浄水場、下水処理場に限る。)」、「情報通信業(新聞業、印刷業に限る。)」、「運輸業,郵便業(鉄道業に限る。)」、「卸売業,小売業(各種商品卸売業、各種商品小売業に限る。)」、「学術研究,専門・技術サービス業(学術・開発研究機関、写真業に限る。)」、「生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)」、「教育,学習支援業(学校教育に限る。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(と畜場に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿等
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,914/9,500 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日
- 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

*

【調査票名】 2-廃棄物実熊調査票(建設業)形式2

- 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「建設業」に属する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 754/7,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石 川県-民間事業者-報告者

- 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日
- 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

*

- 【調査票名】 3 産業廃棄物等に関する調査票(運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業) 形式3
 - 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「運輸業,郵便業(道路旅客運送業、道路貨物運送業に限る。)」「卸売業,小売業(自動車小売業、燃料小売業に限る。)」「サービス業(他に分類されないもの)(自動車整備業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
 - 【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 488/3,500 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統) 石川県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日
 - 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

*

- 【調査票名】 4-廃棄物実態調査票(医療機関)形式4
 - 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「医療, 福祉(病院、一般診療所に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 平成18年事 業所・企業統計調査結果名簿等
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 200/750 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日
 - 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 5-廃棄物実態調査票(宿泊業、飲食店)形式5

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「宿泊業,飲食サービス業(宿泊業、飲食店に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 平 成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 565/7,300 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石 川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 6 - 廃棄物実態調査票(自動車解体業・破砕業)形式6

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「サービス業 (他に分類されないもの)(自動車解体・破砕前処理業に限る。)」に属する 事業所 (抽出枠) 石川県自動車リサイクル法許可業者名簿、金沢市自動車リサイクル 法許可業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)49 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途

※

【調査票名】 7-産業廃棄物処理実績調査票(金沢市-産業廃棄物処分業)形式7

【調査対象】 (地域) 金沢市 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業(他に分類されないもの)(産業廃棄物処理業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)産業廃棄物処理業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)33 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者

- 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年1月25日~2月1 8日
- 【調査事項】 1.産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の都道府県ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、 2.産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理施設の種類ごとの処分状況

*

- 【調査票名】 8-一般廃棄物処分実績調査票(一般廃棄物処分業)形式8
 - 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「サービス業 (他に分類されないもの) (一般廃棄物処理業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 市町等からの情報により作成した事業所リスト
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)30 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 不定期(原則として5年) (実施期日) 平成23年2月23日~3月1 0日
 - 【調査事項】 1. 一般廃棄物の市町村ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、2. 一般廃棄物の処分 施設の種類ごとの処分状況

【調查名】 石川県産業廃棄物排出量実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月27日

【実施機関】 石川県環境部廃棄物対策課

- 【目 的】 石川県内の産業廃棄物の発生及び処理処分、減量化及び再生利用等の状況を実施年度において業種別、種類別、地域別等に詳細に把握し、その現状分析と将来予測・解析等を行い、もって廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 産業廃棄物実態調査票 (建設業調査票) 形式-E 2 産業廃棄物実態調査票 形式-F 3 産業廃棄物実態調査票 (医療機関調査票) 形式-H 4 産業廃棄物実態調査票 (使用済自動車 解体業・破砕 (前処理) 業調査票) 形式-J 5 産業廃棄物処理実績調査票 (金沢市-産業廃棄物処分業) 形式-S

※

- 【調査票名】 1-産業廃棄物実態調査票(建設業調査票)形式-E
 - 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「建設業」に属する事業所 (抽出枠) 石川県産業廃棄物排出量実態調査で産業廃棄物 を年間100 t 以上発生していた事業所等
 - 【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 250/7,700 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)1月14日~2月10日
 - 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途、12. 委託処理後の把握

※

- 【調査票名】 2-産業廃棄物実態調査票 形式-F
 - 【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業,採石業,砂利採取業(砂利等採取業に限る。)」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業(電気業、浄水場、下水処理場に限る。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(と畜場に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)石川県産業廃棄物排出量実態調査で産業廃棄物を年間100t以上発生していた事業所等
 - 【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 310/15,600 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統) 石川県-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)1月14日~2月10日
 - 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、

※

【調査票名】 3-産業廃棄物実態調査票(医療機関調査票)形式-H

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる 「医療, 福祉(医療業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠) 石川県産業廃棄物排出量 実態調査で産業廃棄物を年間100t以上発生していた事業所等

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 20/2,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統) 石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)1月14日~2月10日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途、12. 委託処理後の把握

※

【調査票名】 4-産業廃棄物実態調査票(使用済自動車 解体業・破砕(前処理)業調査票)形式ー T

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業 (他に分類されないもの)(自動車解体・破砕前処理業)に限る。」に属する事業所 (抽出枠)石川県産業廃棄物排出量実態調査で産業廃棄物を年間100 t以上発生していた事業所等、石川県自動車リサイクル法許可業者名簿、金沢市自動車リサイクル法許可業者名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 20/2,900 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統) 石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 原則として毎年 (実施期日) 1月14日~2月10日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理する前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 委託中間処理の方法、10. 委託中間処理後の再生利用・処分の方法、11. 資源化の用途、12. 委託処理後の把握

*

【調杳票名】 5-産業廃棄物処理実績調査票(金沢市-産業廃棄物処分業) 形式ーS

【調査対象】 (地域) 金沢市 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「サービス業(他に分類されないもの)(産業廃棄物処分業に限る。)」に属する事業所 (抽出枠)産業廃棄物処理業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 3 2 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)調査実施年度の前年度の1年間(4月~3月) (系統)石川県-民間事業者-

報告者

【周期・期日】 (周期)原則として毎年 (実施期日)1月14日~2月10日

【調査事項】 1. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の都道府県ごと・廃棄物の種類ごとの処分状況、

2. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理施設の種類ごとの処分状況

【調査名】 企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月27日

【実施機関】 石川県県民文化局男女共同参画課

【目 的】 職場における男女共同参画についての企業の取組状況の実態を把握し、女性が能力を十分 に発揮できる環境整備の施策を検討するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1-企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査 調査票

※

【調査票名】 1-企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 石川県全域 (単位) 事業所 (属性) 常用雇用者10人以上の事業所 (抽 出枠) 平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/12,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年7月31日現在 (系統)石川県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年8月1日~8月31日

【調査事項】 1. 事業所概要、2. 雇用管理について、3. 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組について、4. 両立支援について、5. セクシュアルハラスメントについて

【調查名】 静岡県雇用管理状況調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月28日

【実施機関】 静岡県経済産業部就業支援局労働政策課

【目 的】 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年7月に成立)が求める少子化対策を推進するためには、国の調査では発表されない、県による関連データの収集が必要であり、今後の効果的な少子化対策施策や働く人の仕事と家庭の両立支援施策の推進のため、県内企業等に対し労働者の雇用管理に関する調査を実施する。併せて報告書及び普及版を作成し、働き方の見直しに関連した施策の推進に活用する。

【調査の構成】 1-平成23年度静岡県雇用管理状況調査 調査票

※

【調査票名】 1-平成23年度静岡県雇用管理状況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 静岡県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する、常用労働者10人以上の事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「サービス業」(なお、本調査では、日本標準産業分類に掲げる大分類の「情報通信業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせて「サービス業」として調査する。)(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,300/37,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年6月30日現在(一部の項目については、 平成22年1年間の実績) (系統) 静岡県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年7月23日~8月6日

【調査事項】 1. 事業所の属性(1) 事業所の名称・所在地・記載担当者、(2) 事業分類、(3) 常用労働者数(正規、パート、その他契約社員等)、調査事業所の派遣社員数、(4) 年次有給休暇平均取得日数、(5) 労働組合の有無、2. 女性の雇用状況(1) 採用状況(新規・中途採用別、男・女別、正規・パート・その他別)、(2) 男女別配置(部門別、男性のみの配置理由)、(3) 役職別・管理職の配置状況、女性管理職のない場合の理由、(4) 女性活用の取組状況、(5) セクシュアルハラスメント等防止対策、3. 育児・介護休業制度等(1) 育児・介護休業制度の規定の状況(制度の有無、対象者、取得可能期間等)、(2) 育児・介護休業制度の利用状況(利用者数、利用期間、利用期間中・利用後の退職者数)、(3) 復職状況及び代替措置、(4) 看護・介護休暇の規定の状況(制度の有無、取得可能期間)、(5) 男性の育児休業取得について、4. 仕事と家庭の両立支援策(1) 職業と家庭の両立支援のための取組状況、(2) その他の支援(育児・介護休業制度以外の援助措置(短時間勤務、フレックスタイム制、託児所等、経費援助、その他子育てに関する支援))

【調査名】 鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業アンケート(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月30日

【実施機関】 静岡市経済局農林水産部中間地振興課

【目 的】 鳥獣被害対策緩衝地帯モデル事業の実施により、農林作物への鳥獣被害防止にどのような 効果があったかを把握し、今後の鳥獣被害対策に関する施策の基礎資料を得ることを目的と する。

【調査の構成】 1-鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業アンケート 調査票

*

【調査票名】 1-鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業アンケート 調査票

【調査対象】 (地域) 静岡市葵区俵峰、平山、小瀬戸、飯間 (単位) 世帯 (属性) 鳥獣被害対 策緩衝地帯整備モデル事業で整備した土地を所有する世帯

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)110 (配布)郵送 (取集)自治会長・町内会長 (記入)自計 (把握時)平成23年8月1日現在 (系統)調査票の配布:静岡市-報告者、調査票の回収:報告者-自治会長・町内会長-静岡市

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年8月1日~8月22日

【調査事項】 1.農林作物の栽培等について、2.農林作物への鳥獣被害について、3.鳥獣被害対策について、4.鳥獣被害対策緩衝地帯整備モデル事業の効果について

(2)変更

【調查名】 三重県内事業所賃金等実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月7日

【実施機関】 三重県生活・文化部勤労・雇用支援室

【目 的】 三重県内の企業のうち調査対象とする規模の事業所における賃金及び福利厚生・休暇制度を始め労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-平成23年度三重県内事業所賃金等実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調查票名】 1-平成23年度三重県内事業所賃金等実態調查 調査票

【調査対象】 (地域) 三重県全域 (単位) 事業所 (属性) 三重県内に所在する日本標準産業分類の大分類が、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常用従業者数10人以上300人未満の事業所(ただし、経営組織が個人経営、独立行政法人、法人でない団体を除く。) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/12,000 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在 (系統)三重県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年8月末日

【調査事項】 1. 労働時間・休日休暇、研修制度等について、2. 新規学卒者の採用について、3. モデル賃金について、4. 定年制、退職金制度について、5. 常用労働者の賃金について

【調查名】 賃金等調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月8日

【実施機関】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

【目 的】 福岡県内の民営事業所に雇用される常用労働者及びパートタイム労働者の平均賃金等労働 条件の実態及び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1-賃金等調査票1 2-賃金等調査票2

【備 考】 今回の変更は、賃金等調査票1に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-賃金等調査票1

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 事業所 (属性) 従業者数30人以上の民営事業所 (抽 出枠) 平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/231,636 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在又は7月1か月間 (系統)福岡県-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年7月上旬~9月下旬

【調査事項】 1. 事業所の現況、2. 週休制の形態、3. 7月の従業員の平均支給賃金額等、4. モデル退職金、5. 諸手当の支給状況、6. モデル賃金、7. 新規学卒者の初任給 (「モデル退職金」、「諸手当の支給状況」及び「モデル賃金」については、3年ごとに調査。 平成23年は「モデル賃金」)

*

【調査票名】 2-賃金等調査票2

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 事業所 (属性) 従業者数30人以上の民営事業所 (抽 出枠) 平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/231,636 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在又は7月1か月間 (系統)福岡県-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年7月上旬~9月下旬

【調査事項】 1. 従業員の平均勤続年数、平均年齢、2. 春季賃上げ要求・妥結状況、3. 夏季一時金要求・妥結状況、4. 年末一時金要求・妥結状況

【調査名】 市政アドバイザー意識調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月10日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目 的】 具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策 を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1-第11期市政アドバイザー第1回意識調査 調査票

【備 考】 今回の調査は、第11期・第1回の調査であり、今回の変更は、報告者数の削減、調査事項の一部変更等。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-第11期市政アドバイザー第1回意識調査 調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上、80歳未満の市民 (抽 出枠)住民基本台帳及び外国人登録原票

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,070/1,191,832 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調查票記入日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年6月16日~6月30日

【調査事項】 1. 年末の燃えるごみ特別収集に関する事項、2. 歴史資源の観光活用に関する事項、

3. 男女共同参画に関する事項

【調査名】 神戸市民1万人アンケート(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月10日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目 的】 市民の意識や日常生活における活動等を把握し、今後の計画や施策立案の基礎資料とする。

【調査の構成】 1-神戸市民1万人アンケート 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1-神戸市民1万人アンケート 調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の神戸市民 (抽出枠)住 民基本台帳及び外国人登録原票

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,000/1,284,051 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年7月1日~7月19日

【調査事項】 1. 日常・緊急時の消費動向に関する事項、2. 健康づくりに関する事項、3. 食育に関する事項、4. 六甲山の整備に関する事項、5. 神戸市の市政に関する事項

【調查名】 労働条件実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月10日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

【目 的】 滋賀県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理 改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-労働条件実態調査 調査票

【備 考】 今回の変更は、調査対象の母集団を平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿に変更、 調査事項の変更等。

※

【調査票名】 1-労働条件実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 滋賀県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」(ただし運輸業のみ)、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の産業に属する、常用雇用者数10人以上の民営事業所 (抽出枠)平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,000/9,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年6月30日現在の実績(一部調査事項については、(1) 年休年度で調査実施年度の6月30日までに終了したもの、(2) 調査実施前々年度の4月1日から調査実施前年度の3月31日までの期間) (系統) 滋賀県一報告者

【周期・期日】 (周期)年(ただし、労働環境等実態調査を実施する年には、実施しない。) (実施期日)毎年7月12日~8月12日

【調査事項】 1. 事業所の事業内容 (産業分類)、2. 事業所の正規社員・職員数、非正規社員・ 職員数、派遣労働者数(男女別)、3. 労働組合(1) 労働組合の有無、(2) 非正規職 員の参加の有無、4. 休日・休暇制度(1) 週休制の形態、(2) 年間休日総数、(3) 年次有給休暇平均付与日数・平均取得日数、(4)年次有給休暇の半日単位、時間単位で の取得、(5)年次有給休暇以外の有給休暇制度、5.労働時間(1)変形労働時間制の 採用有無及びその形態、(2) 労働時間短縮のための取組、6. 多様な働き方(雇用形態 の転換制度)、7. 育児・介護休業制度(1)本人または配偶者が出産した者の有無及び 育児休業制度の利用実績、(2) 育児休業制度の整備状況、(3) 育児に関する短時間勤 務制度等の有無、(4)育児に関する短時間勤務制度等の措置の最長取得期間、(5)子 の看護休暇制度の有無、(6)子の看護休暇制度の利用可能日数、(7)介護休業制度の 有無、(8)介護休業制度の利用状況、(9)介護に関する短時間勤務制度等の有無、(1 0)妊娠・出産、育児・介護による退職者の再雇用制度、8.女性が活躍するための取 組(ポジティブ・アクション)(1)女性従業員の配置方針、(2)管理職数及びうち女 性数、(3)女性が活躍するための取組の実施状況、9. ワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の調和)経営(ワーク・ライフ・バランスに関する取組の実施状況)、10.メ ンタルヘルスケア(心の健康対策)(1)メンタルヘルスケアの実施の有無、(2)メン タルヘルスケアの実施方法

【調查名】 茨城県受療動向調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月13日

【実施機関】 茨城県保健福祉部厚生総務課

【目 的】 本調査は、病院及び病床を有する一般診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、茨城県保健 医療計画の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【沿 革】 平成23年に調査の名称が「茨城県患者調査」から「茨城県受療動向調査」に変更された。

【調査の構成】 1-病院票 2-病床を有する一般診療所票

【備 考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、病床を有する一般診療所票に係る医療法改正に伴う属性的範囲の変更、報告者数の増加、調査全体として、調査事項の一部変更、調査実施時期を 3か月前倒し。

※

【調査票名】 1-病院票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 病院 (抽出枠) 茨城県が 保有する病院一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)184 (配布)郵送・職員 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年7月20日現在(休診日の場合は7月21日現在) (系統) 茨城県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年6月10日~8月20日

【調査事項】 1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.入院・外来区分、5.受療の状況、6.診療科名、7.紹介の状況、8.来院の状況、9.病床の種別、10.入院の状況

※

【調査票名】 2-病床を有する一般診療所票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 病床を有する一般診療所 (抽 出枠) 茨城県が保有する一般診療所一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)189 (配布)郵送・職員 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年7月20日現在(休診日の場合は7月21日現在) (系統) 茨城県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年6月10日~8月20日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院・外来区分、5. 受療の状況、6. 診療科名、7. 紹介の状況、8. 来院の状況、9. 病床の種別、10. 入院の状況

【調査名】 健康長寿あいちの実現に関する調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月13日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

- 【目 的】 健康づくり施策に関する愛知県民の状況やニーズを把握するとともに、施策の目標の達成 状況など愛知県と全国平均との水準比較を行うなどして、施策の見直しに活用する。
- 【沿 革】 平成23年に調査の名称が「高齢社会に関する愛知県高齢者調査」から「健康長寿あいちの実現に関する調査」に変更された。

【調査の構成】 1-平成23年度健康長寿あいちの実現に関する調査 調査票

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載のほか、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1-平成23年度健康長寿あいちの実現に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 個人 (属性) 満60歳以上の者 (抽出枠) 選挙人 名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/2,070,000 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)他計 (把握時)毎年8月1日現在 (系統)愛知県-民間 事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月中旬~8月末日

【調査事項】 1. 高齢社会に向けた様々な観点での状況や取組の現状、2. 生きがいや地域活動参加に関する行政への期待など

【調查名】 職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月16日

【実施機関】 大阪府人事委員会事務局給与課

【目 的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握するため、職種別民間給与実態調査の附帯調査として、本調査を実施する。

【調査の構成】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び調査の実施期間の変更。

※

【調査票名】 1-平成23年職種別民間給与実態調査附帯調査票

【調査対象】 (地域) 大阪府全域 (単位) 事業所 (属性) 毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、2. 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業,娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「集活関連サービス業、娯楽業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療,福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」 (抽出枠) 職種別民間給与実態調査管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)200/4,200 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)平成23年6月24日現在 (系統)大阪府人事委員会一報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年6月24日~8月10日

【調査事項】 1. 株式市場への上場状況、2. 業況判断、3. 通勤手当の支給方法、4. 賃金カーブ等の状況

【調查名】 職種別民間給与実態調査附帯調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月17日

【実施機関】 新潟県人事委員会事務局総務課、新潟市人事委員会事務局

【目 的】 新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である 職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を 把渥する。

【調査の構成】 1-附帯調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-附帯調査票

【調査対象】 (地域) 新潟県全域 (単位) 事業所 (属性) 4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所で次の産業に属するもの(ただし、次の経営形態のものを除く。1. 政府機関及びその関係機関、2. 地方公共団体及びその関係機関、3. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、4. 企業組合等) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に該当するもの「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業,娯楽業(中分類の「その他の生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「教育,学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療,福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」 (抽出枠)職種別民間給与実態調査管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)193/1,053 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)4月分の最終給与締切日現在(4月そ及改定を含む。) (系統)(新潟市以外)新潟県人事委員会-報告者、(新潟市)新潟市人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成23年6月24日~8月10日

【調査事項】 通勤手当の支給状況(1. 交通用具使用者に対する通勤手当の支給制度等、2. 高速 道路、新幹線等利用者に対する通勤手当の支給制度等)

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月20日

【実施機関】 広島県人事委員会事務局公務員課、広島市人事委員会事務局調査課

【目 的】 地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-給与、勤務条件等に関する調査(平成23年度) 調査票

【備考】今回の変更は、調査事項等の変更。

※

【調査票名】 1-給与、勤務条件等に関する調査(平成23年度) 調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 事業所 (属性) 4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類に掲げる大分類に属するもの。「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業(中分類「学術・開発研究機関」及び「広告業」に限る。)」、「生活関連サービス業,娯楽業(中分類「その他の生活関連サービス業」に限る。)」、「教育,学習支援業(中分類「学校教育」に限る。)」、「医療,福祉(中分類「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に限る。)」、「サービス業(他に分類されないもの)(中分類「政治・経済・文化団体」に限る。)」 (抽出枠)職種別民間給与実態調査管理名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 215/1,166 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 4月分の最終給与締切日現在 (系統)(広島市以外)広島県人事委員会-報告者、(広島市) 広島市人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成23年6月24日~8月10日

【調査事項】 1. 住宅手当の支給状況、2. 通勤手当の支給状況、3. 役職定年制の導入状況

【調查名】 島根県患者調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 島根県健康福祉部健康福祉総務課

【目 的】 島根県に開設された病院を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、 医療・福祉行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、病院における患者全数を調査す ることにより、市町村ごとの患者の受療動向を把握する。

【調査の構成】 1-病院入院(奇数)票 2-病院入院(偶数)票 3-病院外来(奇数)票 4-病院外来(偶数)票

【備 考】 今回の変更は、一般診療所及び歯科診療所の調査対象範囲からの除外、退院に係る調査の 中止等。

※

【調査票名】 1-病院入院(奇数)票

【調査対象】 (地域)島根県全域 (単位)保健・医療施設 (属性)病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)54 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)平成23年10月18日~20日のうち、病院ごとに定める1日 (系統)島根 県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)平成23年8月22日~11月11日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 入院年月日、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 病床の種別、8. 紹介の状況、9. 来院時の状況、10. 入院の状況、11. 退院予定場所

*

【調査票名】 2-病院入院(偶数)票

【調査対象】 (地域)島根県全域 (単位)保健・医療施設 (属性)病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)54 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)平成23年10月18日~20日のうち、病院ごとに定める1日 (系統)島根 県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年8月22日~11月11日

【調査事項】 1.性別、2.出生年月日、3.患者の住所、4.入院年月日、5.受療の状況、6. 病床の種別、7.入院の状況、8.退院予定場所

※

【調査票名】 3-病院外来(奇数)票

【調査対象】 (地域)島根県全域 (単位)保健・医療施設 (属性)病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 54 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)平成23年10月18日~20日のうち、病院ごとに定める1日 (系統)島根 県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年8月22日~11月11日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療費等支払方法、7. 紹介の状況、8. 来院時の状況

【調査票名】 4-病院外来(偶数)票

【調査対象】 (地域)島根県全域 (単位)保健・医療施設 (属性)病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 54 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把 握時)平成23年10月18日~20日のうち、病院ごとに定める1日 (系統)島根 県-保健所-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年8月22日~11月11日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月日、3. 患者の住所、4. 受療の状況

【調査名】 重点分野雇用創造施設園芸省エネルギー対策等実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月29日

【実施機関】 高知県農業振興部環境農業推進課

- 【目 的】 高知県内園芸農業における燃油、肥料等の生産資材の高騰対策や農業生産分野におけるC O 2 削減対策の基礎資料とするため、県内の主要な園芸作物を栽培する農家を対象に生産コスト、エネルギー使用量、省エネ対策状況の調査を実施し、その結果及び調査データから県産園芸作物のライフ・サイクル・アセスメントを始めとした資料作成のためのデータを算出する。
- 【沿 革】 本調査は、平成21年に一回限りで実施した「緊急雇用創出施設園芸省エネルギー対策等 実態調査」を前身とするもの。平成23年に、調査の名称が「重点分野雇用創造施設園芸省 エネルギー対策等実態調査」に変更された。

【調査の構成】 1-園芸農業の省エネルギー等に関するアンケート 調査票

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の名称変更の他、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1-園芸農業の省エネルギー等に関するアンケート 調査票

【調査対象】 (地域) 高知県全域 (単位) 農家 (属性) 園芸農業を営む農家 (抽出枠) 農業者名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 1 4 0 / 3, 5 0 0 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 前園芸年度の実績(栽培品目における前期の実績。品目により期間は異なる。) (系統) 高知県-民間事業者-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年(平成21年~23年) (実施期日)平成23年7月28日~9月3 0日

【調査事項】 1. 作物生産全般及び導入している省エネルギー技術(1)前年度に栽培した品目名、品種名、10a当たりの生産量、(2)品目名とほ場面積、作型、栽培技術(化学農薬の低減技術など)、(3)省エネ技術の種類、具体的な方式や規格、商品名など、導入台数や使用時期、稼働状況など、2. 使用する機械と消費燃料及び投入資材等(1)栽培期間を通じて継続的に使用した設備の種類と時間、燃料の種類と量、(2)特定の作業で使用した機械の種類と時間、燃料の種類、(3)投入した資材(肥料、農薬(天敵などの生物農薬も含む。)、プラスチックなど)の種類と量、(4)栽培期間中に発生した廃棄物の種類と量

【調查名】 中小企業賃金事情調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月30日

【実施機関】 茨城県商工労働部労働政策課

- 【目 的】 茨城県内における中小企業の賃金実態を明らかにし、労使関係の安定を図るための基礎資料とし、賃金管理改善の参考とする。また、大企業についても調査を行い、中小企業との比較を行う。
- 【沿 革】 本調査は、「賃金調査」(毎年実施)のほか、「労働時間、休日・休暇制度実態調査」、「パートタイマー労働条件等実態調査」及び「高年齢者雇用環境等に関する実態調査」を毎年順番に実施し、3年で一巡する形で実施されていた。平成22年調査から、これらに「年次有給休暇の取得状況に関する調査」(以下「有給休暇調査」という。)(毎年実施)が追加された。なお、平成23年調査から、「有給休暇調査」については、「ワークライフバランス推進状況調査」の中で実施することとなった。
- 【調査の構成】 1-賃金調査票 2-労働時間、休日・休暇制度実態調査票 3-パートタイマー労働条件等実態調査票 4-高年齢者雇用環境等に関する実態調査票

※

【調査票名】 1-賃金調査票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所のうち、常時雇用する従業員数が30人以上のもの(ただし、「情報通信業」、「卸売業,小売業」のうち「小売業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」については、10人以上) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,500/8,268 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月31日現在 (系統)茨城県-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年7月下旬~8月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要(1)全一般従業員数、(2)1日の所定内労働時間、(3)1年間の稼働日数、(4)労働組合の有無、(5)賃上げ額(定期昇給分含む。)、(6)基準内賃金、(7)パートタイマー平均賃金、(8)週休制の形態、2. 初任給(1)学歴別に調査実施年の前年の7月、調査実施年の7月及び調査実施年の翌年の4月見込みの3時点における初任給、3. 平均賃金(1)従業員数、(2)延年齢、(3)延勤続年数、(4)延扶養家族数、(5)延基準内賃金、(6)延基準外賃金、4. 諸手当(1)家族手当(配偶者、第一子、第二子、第三子、父母)、(2)住宅手当(世帯主、単身者)

※

【調査票名】 2-労働時間、休日・休暇制度実態調査票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除

く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所のうち、常時雇用する従業員数が30人以上のもの(ただし、「情報通信業」、「卸売業,小売業」のうち「小売業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」については、10人以上) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,500/8,268 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の7月31日現在 (系統)茨城県-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)調査実施年の7月下旬~8月下旬

【調査事項】 1. 労働時間(1) 1日及び1週間の所定内労働時間、(2) 調査実施年の前年の年間所定労働時間、(3) 調査実施年の前年の年間所定外労働時間、2. 休日・休暇(1) 週休以外の休日、(2) 特別休暇、(3) 育児・介護関係休暇制度、(4) 年次有給休暇、3. 労働時間短縮に関する事項(1) 過去3年間の年間所定労働時間の変更状況、(2) 今後3年間の年間所定労働時間の変更状況、(3) 変形労働時間制の導入

※

【調査票名】 3-パートタイマー労働条件等実態調査票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所のうち、常時雇用する従業員数が30人以上のもの(ただし、「情報通信業」、「卸売業,小売業」のうち「小売業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」については、10人以上) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,500/8,268 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の7月31日現在 (系統) 茨城県-報告 者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)調査実施年の7月下旬~8月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要(1)雇用事業所数、(2)就労割合、2. パートタイム労働者の雇用形態(1)雇用理由、(2)年齢構成、(3)職種、(4)勤続年数、(5)一日の所定労働時間、(6)一週間の勤務日数、(7)残業、3. パートタイム労働者の諸規則(1)就業規則、(2)労働契約、4. パートタイム労働者の賃金制度(1)昇給制度、(2)賞与、(3)退職金支給の基準、5. その他の関係事項(1)募集方法、(2)正社員登用、(3)社会保険加入状況、(4)労働組合、(5)有給休暇、(6)育児休業、6. 今後の動向(1)パートタイム労働者数、(2)職務内容、(3)整備事項、7. 雇用保険法改正(1)改正についての理解、(2)正社員と同等のパートタイム労働者の雇用

※

【調査票名】 4-高年齢者雇用環境等に関する実態調査票

【調査対象】 (地域) 茨城県全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「建

設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する民営事業所のうち、常時雇用する従業員数が30人以上のもの(ただし、「情報通信業」、「卸売業,小売業」のうち「小売業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「複合サービス事業(ただし、郵便局を除く。)」及び「サービス業(他に分類されないもの)」については、10人以上) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/8,268 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の7月31日現在 (系統)茨城県-報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日)調査実施年の7月下旬~8月下旬

【調査事項】 1. 高年齢者の雇用状況(1)高年齢者の常用雇用者数、(2)60歳以上の従業員数、(3)高年齢者の新規採用理由、2. 定年制(1)定年制、(2)定年年齢、(3)定年延長計画、3. 継続雇用制度(1)継続雇用制度、(2)継続雇用の適用、(3)継続雇用者の身分・労働条件等、(4)最高雇用年齢、(5)継続雇用希望人数・継続雇用者数

【調查名】 佐賀県労働条件等実態調査(平成23年届出)

【受理年月日】 平成23年6月30日

【実施機関】 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課

- 【目 的】 佐賀県内の民間企業に雇用されている労働者の労働時間、その他の労働条件に関する基本 的事項を調査し、その実態を明らかにして佐賀県内事業所の労働環境の整備を図るための施 策の基礎資料とすることを目的とする。
- 【沿 革】 平成22年に、調査の名称が「佐賀県労使関係実情調査」から「佐賀県労働条件等実態調査」へ変更された。

【調査の構成】 1-平成23年度佐賀県労働条件等実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び調査の基準日の変更。

※

【調查票名】 1-平成23年度佐賀県労働条件等実熊調査票

【調査対象】 (地域) 佐賀県全域 (単位) 事業所 (属性)「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」、「金融業, 保険業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「教育, 学習支援業」、「医療, 福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業者規模(常用雇用者)が30人以上の民営事業所 (抽出枠) 平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)350/1,900 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年8月31日現在 (系統)佐賀県-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年8月末日~9月14日

【調査事項】 1.事業所の概要、2.労働時間制度、3.育児・介護休業等制度、4.その他の制度